平成２５年（フ）第５１０号
兵庫県姫路市西八代町13番８号
債務者　ワクワクプランニングこと　高瀬　康
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８７４号
広島市安佐南区大町東３丁目24―７　コスモハイツシバタⅡ203、住民票上の住所広島市安佐南区長束５丁目35番９―３―101号　ソレイユA
債務者　山本　　努
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２５号
広島市東区戸坂桜上町17番42―１号
債務者　岸川　祐三（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
山口県長門市俵山5178番地３
債務者　山口生久美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第２９８号
愛媛県松山市余戸東２丁目５番５号
債務者　坪内　典子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２６号
福岡県久留米市大善寺町宮本1482―１、住民票上の住所福岡県久留米市津福本町2117番地４　ミロワールA棟203号
債務者　松雪美喜夫
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６８５号
福岡県遠賀郡水巻町中央８番29号
債務者　古屋　英治
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８８号
佐賀県佐賀市多布施２丁目16番５号　K・Sエタニティ101
債務者　岩橋　英治
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
大分県豊後高田市呉崎1469番地３
債務者　竹丸　理佳
1　決定年月日時　平成25年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第９３号
宮崎県小林市堤2768番地５サニーコートB棟102号
債務者　内田あゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第４０２号
鹿児島県鹿児島市松原町10番20号
債務者　川口　和代
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１　市住4853号
債務者　溜畑　達夫
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番64―24号
債務者　喜作　常市
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
鹿児島県いちき串木野市湊町１丁目385番地
債務者　久保　昌史
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地50　辻荘１―５号
債務者　畠中さとみ
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
鹿児島県鹿児島市小原町８―１　谷山病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市小原町１番15号　コーポ谷山203号
債務者　柿内　鹿野
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市永吉１丁目２番16号　しばビル301号
債務者　山口　理英
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係